

学習者用端末等貸付依頼書

令和____年____月____日

大阪市立淀川中学校 様

保護者署名 _____

____年____組____番

生徒名 _____

学校教育活動の一環として行う学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）において使用するため、次の物品の貸付を依頼します。

記

1 貸付物品

- ・学習者用端末（付属品を含む）

※モバイルルータ（付属品を含む）も貸付希望の際は○印をつけてください（ ）
【ただし、台数に限りがあるため、貸し出せないこともあります】

2 遵守事項

学習者用端末等を使用するにあたり次の事項を遵守します。

- ・学習者用端末等 使用ルール（別紙）

※故意による行為や重大な過失により、破損や紛失等に至った場合、ご家庭に
弁済していただく場合があります

3 貸付期間

本校に在学する期間（※ルータは家庭等でのインターネット環境が整備されるまでの期間）

学校ホームページ等における画像等使用承諾確認書

本校では、生徒の教育活動や成果などを学校ホームページ等で外部に紹介しております。その際に、次のガイドラインに基づき、生徒や保護者の方々のプライバシーに関して、十分に配慮・保護をしながら、より充実した情報発信を運用していきたいと存じます。特別なご事情のため、ご同意いただけない場合は をつけてください。なお、ご同意されている場合でも、不適切な画像等がありましたら、ご指摘をいただき次第、すぐに削除いたしますことを申し添えます。

【ガイドライン】

- ①公開する画像等は、学校長の監督のもと、学校教育活動以外の目的には使用いたしません。
- ②原則、学校ホームページ等で使用する画像は、解像度や撮影の向き・距離などにも留意し、鮮明な正面からのアップ写真などの「明らかに本人と判別できるもの」は使用いたしません。
- ③特別な許可がない限り、断りなく生徒名などをフルネームで掲載することをいたしません。

同意しない

・「同意しない」をチェックされた方は、差し支えない範囲でご事情をお教えてください。

★始業式の日、担任にご提出ください。

学習者用端末等 使用ルール

★は、モバイルルータの貸付を受けている家庭のみに関係する内容です。モバイルルータの貸付を受けていない家庭は関係ありません。

【はじめに】

みなさんが学校から貸し出される学習者用端末には様々な機能があり、上手に使うことで、学級休業等になった時にも家で学習することができます。きちんとルールを守って、みんなが気持ちよく学習できるようにしましょう。学校からの指示以外の目的では使用しないようにしましょう。

【持ち帰る機器】

- (1) 学習者用端末（ノートパソコン）
- (2) モバイルルータ（付属品を含む）（★）

【使用ルール】

学習者用端末およびモバイルルータの使用については、次のルールを守ってください。

- (1) 学校が認めた学習活動等（家庭等における場合のものを含む。）以外の目的で使用しないこと
- (2) 設定等を変更しないこと
- (3) 個人情報等重要データを保存しないこと
- (4) 他のソフトやアプリケーションをインストールしないこと
- (5) 目的外のインターネットの使用は行わないこと
- (6) セキュリティの維持に努めること
- (7) ID、パスワード等の情報を他の人に漏らさないこと
- (8) 他の人に使わせたり、貸したりしないこと
- (9) 学習者用端末やモバイルルータ等を売ったり、捨てたり、またはわざと壊したりしないこと
- (10) 他の人に対して、被害や悪影響を与えないこと
- (11) その他、学校の決まりを守ること

【その他】

- 学習者用端末およびモバイルルータの使用者は本人のみです。
- 学校から自宅に持ち帰るときは、全て通学用かばんに入れて、途中で取り出さないようにしましょう。
- モバイルルータは箱ごと（付属のACアダプタを含む）持ち帰りましょう。（★）

- モバイルルータ本体のケースを開けたり、バッテリーなどを外したりしてはいけません。(★)
- モバイルルータの充電は付属の AC アダプタを使用しましょう。
また付属の AC アダプタは他の機器の充電には使用しないようにしましょう。(★)
- 放課後の活動中は、貴重品がかばんの中にあるという意識を持ち、自分自身の目が届く場所か、先生から指示された場所に置きましょう。
- 学習者用端末を学校に持っていく時は、先生の指示に従い、家で充電が必要な場合は、充電された状態で持ってきてきましょう。
- 使用しないときは電源を切りましょう。
- 機器類はていねいに扱きましょう。
学習者用端末やモバイルルータにはっているシールをはがさないようにしましょう。
- 家庭で、学習者用端末やモバイルルータを使用する時は、次のような活用場所や保管場所には注意しましょう。
例：洗面所やふろ場など水回りの付近で扱わない、不安定な場所に置かない、物を乗せない など
- 学校に返却する日に欠席した場合は、友だちに預けないようにしましょう。

【保護者の皆様へ】

※破損・紛失・故障等で使用できない場合は必ず学校に連絡してください。

※故意による行為や重大な過失により、破損や紛失等に至った場合、児童生徒等の行為に至った背景や発達段階を考慮した上で、ご家庭に弁済していただく場合がありますので、適切に管理いただくとともに、大切に扱うよう、お子様にお声掛けをお願いいたします。

○児童生徒又は保護者等が意図をもって、破損又は紛失等に及んだと認められる場合

例・学習者用端末等を投げる・踏みつける等の行為

・学習者用端末等の譲渡、売却 など

○児童生徒または保護者等が通常払うべき注意を著しく欠いたことにより、破損または紛失等に至ったと認められる場合

例・学校が認めた学習活動等以外の目的で使用したことに起因する場合

・紛失、盗難（警察に被害届を提出し、受理された場合を除く）

・保護者等の判断による廃棄 など

・適切な管理を明らかに怠ったことによる破損、故障（雨天時に屋外で利用し雨水により故障した。洗面所や風呂場など通常利用が想定されない場所での取扱いが原因で故障した） など

※ルータの通信料は【学習者用端末等 使用ルール】に反しない限り大阪市が負担します。

※大阪市の備品であり、卒業・転校の際には返却していただきます。